

証券コード 2136  
令和5年6月9日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区楠町8番地8  
株 式 会 社 ヒ ッ プ  
代表取締役社長 田 中 吉 武

## 第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.hip-pro.co.jp/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2136/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 令和5年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区楠町8番地8  
当社本店会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第28期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）  
議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前述の電子提供措置事項掲載ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

(令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済活動の両立に向けた取組みにより、持ち直しの動きが続きました。一方で、資源価格の高騰や円安の進行によって物価の上昇が続いており、今後の動向を注視していく必要があります。

製造業を中心とした顧客企業においては、積極的な製品開発を継続しており、当社への技術者要請も堅調に推移しました。

当社では、新卒を含めた技術者の早期稼働を目指し、事業部間での情報共有と新規顧客への営業強化を図ることで受注量の増加に努めました。技術者採用においては、採用媒体の見直しによる応募経路の拡大や学校訪問の人員を増強するなど、新卒及び中途技術者の採用強化に注力しました。

また、昨今の物価上昇を受け、昨年12月には社員とその家族の生活支援を目的とした特別手当の支給を実施し、社員が安心して業務に集中できる環境づくりに取り組んでおります。

その結果、技術者数が増加したことに加え、新卒を含めた技術者の稼働が想定よりも早く進み、稼働人員は前事業年度を上回りました。稼働時間は前事業年度と概ね同水準となりました。技術料金は継続的なレートアップ交渉に努めたことにより前事業年度を上回りました。

これらの結果、当事業年度の売上高は5億7千5百万円と前事業年度比5.5%の増収、営業利益は5億7千7百万円と前事業年度比27.3%の増益、経常利益は5億9千2百万円と前事業年度比0.7%の増益、当期純利益は4億1百万円と前事業年度比0.5%の減益となりました。

なお、当社の事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

事業区分別の売上実績は、次のとおりであります。

(単位：千円)

事業区分	第27期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		第28期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
輸送用機器関連	1,613,725	31.1%	1,677,631	30.7%
機械関連	692,952	13.4%	765,899	14.0%
情報通信・精密機器関連	1,053,362	20.3%	998,387	18.2%
電気電子機器・半導体回路関連	712,715	13.7%	768,067	14.0%
情報処理・ソフトウェア関連	1,115,821	21.5%	1,265,290	23.1%
合計	5,188,579	100.0%	5,475,278	100.0%

② 設備投資の状況

当事業年度は、重要な設備投資はありませんでした。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、増資、社債発行による資金調達はありませんでした。なお、運転資金等は自己資金及び金融機関からの借入金により賄いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (令和2年3月期)	第 26 期 (令和3年3月期)	第 27 期 (令和4年3月期)	第 28 期 (当事業年度) (令和5年3月期)
売 上 高 (千円)	5,437,767	5,006,217	5,188,579	5,475,278
経 常 利 益 (千円)	558,219	532,967	587,935	592,281
当 期 純 利 益 (千円)	379,700	364,257	403,595	401,538
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	95.52	91.63	101.53	101.01
総 資 産 (千円)	4,913,398	5,121,177	5,585,679	5,768,040
純 資 産 (千円)	2,799,516	3,068,369	3,352,709	3,634,991
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	704.25	771.88	843.41	914.42

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要事業である技術者派遣事業において、技術者とともに持続的な成長を図るために対処すべき課題は、以下のとおりであります。

##### ①技術者の採用

設計・開発のプロ集団として事業の拡大を図っていくためには、優秀な技術者の採用が欠かせません。会社説明会や学校訪問を通して、技術者を大切にする当社の考え方や取り組みなどを、一人でも多くの方に伝えられるように、リニューアルした採用動画も活用しながら積極的な採用活動を行ってまいります。

##### ②営業展開

安定的に受注量を確保することは、事業の成長を目指す上で重要です。技術者が望む仕事や働き方で力を発揮できるように、幅広い業種や地域に取引先を拡大していく必要があります。顧客との対話から潜在的なニーズをいち早く把握し、事業部間での情報共有を図って、全社で連携した営業展開を推進することで、取引先の拡大に努めてまいります。

##### ③技術者の育成

顧客の求める高度な技術要請に応じていくためには基礎からの教育が大切です。経験豊富な講師による社会人研修やベテラン技術者が行う技術教育に加えて、オンライン研修やリーダー研修を通じて技術者の個々の能力向上やキャリアアップを図り、技術力と協調性を兼ね備えたプロの技術者の育成に努めてまいります。

##### ④サポート体制の充実

質の高い技術サービスを提供していくためには、技術者が働きやすい環境を整えることが重要です。技術者を公私にわたって支えていくため、男性の育児休業取得の促進や育児から復職する女性への支援として本社ビルに搾乳室を設置するなど、今後も子育て支援を含め、技術者が安心して働いていける社内制度や福利厚生を拡充を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（令和5年3月31日現在）

当社は、大手メーカーを中心とした各顧客企業に対して、機械、電気・電子、ソフトウェア分野において設計・開発などの技術サービスを提供しております。当社の提供するサービスは、従業員である技術者が担っており、各顧客企業に技術者を派遣して設計・開発等の業務にあたり、又は顧客から設計・開発等の業務を請負うことにより提供しております。当社の主要顧客企業を事業区分別に見ると下表のとおりであります。

顧客企業の事業区分	当社の行う設計・開発の内容
輸送用機器関連	自動車(ボディ、シャーシ、エンジン、各種内外装品など)、車載用製品(カーエアコン、カーナビゲーション、エンジン制御装置・各種電子、制御装置など)、航空機、船舶など
機械関連	半導体製造装置、サービス用機器、アミューズメント機器、産業用ロボットなど
情報通信・精密機器関連	AV機器(液晶テレビ、プロジェクターなど)、携帯電話、プリンター、タブレットPC、医療機器など
電気電子機器・半導体回路関連	IOT機器(調理機器、洗濯機など)、ドローン、デジタルカメラ、電動工具、センサー、LSIなど
情報処理・ソフトウェア関連	通信システム(5Gなど)、自動運転システム(画像認識など)、AI、医療検査システム、制御システムなど

(6) 主要な営業所（令和5年3月31日現在）

本 社	神奈川県横浜市西区	
営 業 所	仙 台 営 業 所	宮城県仙台市青葉区
	北 関 東 営 業 所	埼玉県さいたま市大宮区
	東 京 営 業 所	東京都渋谷区
	横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市西区
	浜 松 営 業 所	静岡県浜松市中区
	名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中村区
	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市北区
	福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区

(7) 使用人の状況（令和5年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
804名	6名増	38.3歳	10.8年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（令和5年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	400,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（令和5年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,975,300株
- (3) 株主数 2,380名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社ベストプランニング	810,000株	20.37%
田中吉武	650,600株	16.36%
ヒップ従業員持株会	388,900株	9.78%
田中佐津枝	91,800株	2.30%
岡田健樹朗	76,200株	1.91%
岩崎篤二	62,000株	1.55%
MSIP CLIENT SECURITIES	49,600株	1.24%
株式会社神奈川銀行	45,000株	1.13%
株式会社横浜銀行	45,000株	1.13%
東京海上日動火災保険株式会社	45,000株	1.13%

(注) 持株比率は、自己株式（99株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（令和5年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (令和5年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の概況
代表取締役社長	田 中 吉 武	
専務取締役	田 中 伸 明	経営企画部長
常務取締役	廣 瀬 透	人事部長 総務担当
取締役	大 原 達 朗	事業本部長
取締役	倉 掛 達 也	西日本事業部長 中日本担当
取締役	陶 山 五 彦	神奈川事業部長
取締役	及 川 善 雅	株式会社プレス 代表取締役
取締役	池 田 由 美 子	公認会計士 池田公認会計士事務所
常勤監査役	石 樽 享 司	
監査役	佐 藤 正 八 郎	
監査役	前 田 泰 志	弁護士 前田綜合法律事務所 税理士 前田泰志税理士事務所

- (注) 1. 取締役 及川善雅氏及び池田由美子氏は社外取締役であります。
2. 監査役 佐藤正八郎氏及び前田泰志氏は社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役 及川善雅氏、取締役 池田由美子氏、監査役 佐藤正八郎氏及び監査役 前田泰志氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 取締役 池田由美子氏は公認会計士の資格を、また、監査役 前田泰志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当変更は以下のとおりです。

氏 名	新	旧	変更年月日
田 中 伸 明	取締役 経営企画部長	取締役 企画部長 総務担当	令和4年4月1日
	専務取締役 経営企画部長	取締役 経営企画部長	令和4年6月29日
廣 瀬 透	常務取締役 人事部長 総務担当	常務取締役 人事部長	令和4年4月1日
大 原 達 朗	取締役 事業本部長 中日本担当	取締役 中日本事業部長	令和4年4月1日
	取締役 事業本部長	取締役 事業本部長 中日本担当	令和4年10月24日
倉 掛 達 也	取締役 西日本事業部長 中日本担当	取締役 西日本事業部長	令和4年10月24日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役と個別の責任限定契約は締結しておりません。

### (3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、役員個人別報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針及び役員規程の内容と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員個人別報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### ①基本方針

役員報酬額は、会社の経営状況、役職及び職責、世間水準並びに従業員給与とのバランスを考慮して決定し、毎月定額を金銭で支給する。

取締役の報酬額は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定する。

監査役報酬額は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定する。

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、当社役員規程に定められており、当該規程の決定権限は取締役会及び監査役会が有する。役員規程には役員報酬の基準額、役位毎の倍率及び支払い方法が定められており、内容を改定する場合には取締役会の決議及び監査役の協議が必要になる。

#### ②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬額は、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役会に於いて一任決議を受けた代表取締役社長 田中吉武が専務取締役及び常務取締役が作成した原案を基に、個々の取締役の役位、責務に相応しい水準を考慮し、担当部門の当期・中長期の企業価値向上への貢献度を総合的に勘案して決定する。

監査役報酬額は、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議によって決定する。

(4) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	103,616	90,680	—	12,936	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	6,554	6,242	—	312	—	1
社外役員	7,026	6,558	—	467	—	5

- (注) 1. 上表には、令和4年6月29日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 退職慰労金は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第11期定時株主総会において年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は0名)であります。
5. 監査役の報酬限度額は、平成17年2月8日開催の臨時株主総会において年額12,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。
6. 当事業年度における当社の取締役の報酬額は、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役会に於いて一任決議を受けた代表取締役社長 田中吉武が専務取締役及び常務取締役が作成した原案を基に、個々の取締役の役位、責務に相応しい水準を考慮し、担当部門の当期・中長期の企業価値向上への貢献度を総合的に勘案して決定しております。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(5) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

令和4年6月29日開催の第27期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した社外役員に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

社外役員 1名 622千円

(当金額には、上記(4)、及び過年度の事業報告において社外役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、社外役員1名622千円が含まれております。)

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 及川善雅氏は株式会社プレスの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役 池田由美子氏は池田公認会計士事務所を開設しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 前田泰志氏は前田綜合法律事務所及び前田泰志税理士事務所を開設しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	及川善雅	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な知識、経験から、経営全般に対する監督や意見陳述を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	池田由美子	令和4年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から監督、助言等を行うなど、独立、公正的な立場から経営陣に対して実効性の高い監督を行う役割を果たしております。
監査役	佐藤正八郎	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会9回全てに出席いたしました。警察官としての経験、見識から、適宜発言を行っております。
監査役	前田泰志	令和4年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査役会6回全てに出席いたしました。弁護士、税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

(注) 令和4年6月29日開催の第27期定時株主総会において、新たにアーク有限責任監査法人が会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（令和5年3月31日現在）

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令遵守体制の確保に関連する規程・マニュアル類を整備し周知徹底するとともに、役社員が高い倫理観を持って職務の執行に当たるように、内部統制システムを含む制度を整備する。
- ② 監査役は監査役会規則に基づき独立した立場から取締役の職務執行を監視し、その適法性を検証しており、法令、定款の違反を予想、発見した場合は直ちに監査役会、取締役会に報告し、是正処置をとることとする。
- ③ 内部監査室が定期的な内部監査を通じ当社の企業活動が法令、定款に基づき実施されているかを調査し、代表取締役社長に報告しコンプライアンス体制の有効性を検証している。
- ④ 企業倫理をはじめとする基本方針の決定など、コンプライアンス体制の基盤整備を行い、全従業員が法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守のうへ社会的責任を果たし企業理念を実践するように、定期的な社内教育を行うなど周知徹底を図ることとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）の取扱いは、文書管理規程に従い作成のうへ、適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時これらの文書を閲覧できる状態を維持することとする。
- ② 必要な関係者は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長の直属部署として内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施する。
- ② 内部監査室の監査により法令、定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、その内容について、直ちに代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告するものとする。



- ③ リスク管理規程に基づき、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うとともに、事業部会にて全社横断的にリスク管理状況を監視することとする。不測の事態が発生した場合には、リスク対応委員会を設置し、適切かつ迅速に対応を行い、損失を最小限に止める。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速かつ確かな意思決定を行う体制を確保する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等の意思決定ルールに基づき個々の取締役の職務権限を明確化することにより、効率的な達成方法を確保する。
- (5) **当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- 当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役が必要とする場合は、監査役の職務を補助する使用人を速やかに配置するものとする。なお、使用人の人選は監査役会の意向を尊重し、協議のうえ決定する。
- (7) **前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役補助人は取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒等の人事に関する事項に関しては、監査役会と協議のうえで決定するものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は他の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

#### (8) 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、職務執行に関して法令、定款違反行為及びリスク顕在化の事実を確認した場合、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合は、代表取締役社長への報告と同時に、監査役に報告する体制を構築する。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に必要なに応じて出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を行う。また、その議事録の写しは監査役に配布される。

前項に関わらず監査役は必要なに応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

#### (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

役社員が監査役に対して報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止することをコンプライアンス規程に定めている。

#### (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支払等の請求をした場合には、当社諸規程の定めに基づき速やかに支払処理を行う。なお監査役は費用支出に当たっては、その妥当性を十分留意するものとする。

#### (11) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うなど、意思疎通を図るものとする。
- ③ 内部監査室との連携を持ち、情報を共有化し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。また、必要なに応じて内部監査室に対して調査を求めることができる。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の主な運用状況

取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催され、重要事項の報告を受け迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督しています。

また、財務に係る内部統制に関しては定例会を毎月開催し、討議・報告内容が取締役会で報告されております。

② 監査役会の運用状況

各監査役は取締役会に出席し、必要に応じて発言、調査を行い取締役の監視を行っております。各部署へ往査を実施し、法令等の遵守状況、リスク管理状況、重要書類等の管理状況を主に監査し、使用人の職務執行状況の監視を行っております。

また、会計監査人、内部監査室長とも定期的にコミュニケーションをとり、情報を共有することで、監査の実効性の確保を図っております。

以上を実施することで、取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款への適合状況を監視、監督しております。

③ 内部監査の運用状況

年2回の定期監査を通じ当社の企業活動が法令、定款に基づき実施されているか調査しております。

調査の結果、当事業年度において法令遵守に違反する企業活動は無く、コンプライアンス体制は有効に機能していると判断しております。

# 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,233,577</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,500,581</b>
現金及び預金	3,419,047	短期借入金	600,000
売掛金	748,063	リース債務	1,144
仕掛品	2,464	未払金	21,069
貯蔵品	1,247	未払費用	362,426
前払費用	54,696	未払法人税等	106,800
その他	8,058	預り金	21,392
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,534,462</b>	賞与引当金	278,538
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,241,696</b>	その他	109,210
建物	519,078	<b>固 定 負 債</b>	<b>632,467</b>
減価償却累計額	△253,048	リース債務	667
建物(純額)	266,030	退職給付引当金	452,681
構築物	6,677	役員退職慰労引当金	179,118
減価償却累計額	△6,102	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,133,049</b>
構築物(純額)	574	<b>純 資 産 の 部</b>	
車両運搬具	6,865	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,634,991</b>
減価償却累計額	△2,921	資本金	377,525
車両運搬具(純額)	3,943	資本剰余金	337,525
工具、器具及び備品	29,000	資本準備金	337,525
減価償却累計額	△27,560	利益剰余金	2,920,023
工具、器具及び備品(純額)	1,440	その他利益剰余金	2,920,023
土地	968,059	別途積立金	150,000
リース資産	5,202	繰越利益剰余金	2,770,023
減価償却累計額	△3,554	<b>自 己 株 式</b>	<b>△81</b>
リース資産(純額)	1,647	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,634,991</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>19,292</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>5,768,040</b>
ソフトウェア	17,782		
その他	1,510		
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>273,473</b>		
投資有価証券	4,078		
長期前払費用	143		
繰延税金資産	243,868		
その他	27,183		
貸倒引当金	△1,800		
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,768,040</b>		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,475,278
売 上 原 価	4,160,233
売 上 総 利 益	1,315,044
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	737,251
営 業 利 益	577,793
営 業 外 収 益	18,934
営 業 外 費 用	4,446
経 常 利 益	592,281
特 別 損 失	2,922
税 引 前 当 期 純 利 益	589,359
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	194,471
法 人 税 等 調 整 額	△6,650
当 期 純 利 益	401,538

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	377,525	337,525	337,525
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
当 期 純 利 益			
当期変動額合計	-	-	-
当 期 末 残 高	377,525	337,525	337,525

	株 主 資 本					純資産 合 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	150,000	2,487,740	2,637,740	△81	3,352,709	3,352,709
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△119,256	△119,256		△119,256	△119,256
当 期 純 利 益		401,538	401,538		401,538	401,538
当期変動額合計	-	282,282	282,282	-	282,282	282,282
当 期 末 残 高	150,000	2,770,023	2,920,023	△81	3,634,991	3,634,991

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

    ① 其他有価証券

        市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②棚卸資産

    仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 10年～40年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～10年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。
- ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社役員規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に係る収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は、機械設計、電子設計、ソフト開発の技術者サービスによるアウトソーシング事業を行っております。

これらのサービスは、主として労働者派遣契約または請負契約に基づき行われ、労働者派遣契約は、一定の期間にわたり移転されるサービス、請負契約は、一時点で移転される財またはサービスとして判断しております。

労働者派遣契約による売上高は、顧客企業からの指揮命令を受けて行う技術者の役務提供により履行義務が充足され、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度の測定は、時の経過に基づき行っております。

請負契約による売上高は、顧客企業への成果物の納品及び検収により履行義務が充足され、顧客企業が検収した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。



(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金 683,912千円  
契約資産 64,150千円

3. 損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 5,475,278千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
普通株式	3,975,300株	—株	—株	3,975,300株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
普通株式	99株	—株	—株	99株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
令和4年6月29日 定時株主総会	普通株式	119,256千円	30円	令和4年3月31日	令和4年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
令和5年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	159,008千円	40円	令和5年3月31日	令和5年6月30日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画、資金繰り計画に照らして、必要な設備資金及び運転資金を銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当社の財務状況に重要な影響を与えると考えられる金融商品は、現金及び預金、売掛金、借入金であります。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。借入金は、運転資金目的及び設備投資目的によるものでありますが、償還日は最長で決算日後1年以内であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各営業所が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、(注)を参照ください。

①資産

「現金及び預金」、「売掛金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

②負債

「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	4,078千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

賞与引当金	83,672千円
賞与引当金法定福利費	11,877千円
退職給付引当金	135,985千円
役員退職慰労引当金	53,807千円
未払事業税	6,527千円
その他	6,527千円
小計	298,397千円
評価性引当額	△54,528千円
繰延税金資産合計	243,868千円
繰延税金資産の純額	243,868千円

## 7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
分解した収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

アウトソーシング事業	
一定の期間にわたり移転されるサービス	4,594,820
一時点で移転される財またはサービス	880,457
顧客との契約から生じる収益	5,475,278
売上高	5,475,278

(注) 単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度期末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	679,771	683,912
契約資産	55,033	64,150

(注) 契約資産は主に、顧客との契約について期末日時点で一部または全部の履行義務を果たしているが、まだ請求していない財またはサービスに係る対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 914円42銭  
(2) 1株当たりの当期純利益 101円01銭

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月12日

株式会社ヒップ  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 高 屋 友 宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 崎 善 道  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒップの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月19日

株 式 会 社 ヒ ッ プ 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	石	樽	享	司	Ⓔ
社 外 監 査 役	佐	藤	正	八 郎	Ⓔ
社 外 監 査 役	前	田	泰	志	Ⓔ

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績並びに当社を取巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としています。

第28期の業績は堅調に推移し、今後の事業展開と株主還元の充実を総合的に勘案した上で、株主の皆様へ一層の利益還元が可能と判断し、第28期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は159,008,040円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和5年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

経営体制の一層の充実を図るため、役付取締役として新たに取締役会長職を新設し、株主総会および取締役会の運営を柔軟に行うことができるように、招集権者及び議長に新設する取締役会長を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第52条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長または</u>取締役社長が招集する。<u>取締役会長および</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては<u>取締役会長または</u>取締役社長が議長となる。<u>取締役会長および</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、</u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会長または</u>取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役会長および</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第52条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

令和4年6月29日開催の第27期定時株主総会において補欠監査役に選任されました加藤丈尚氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

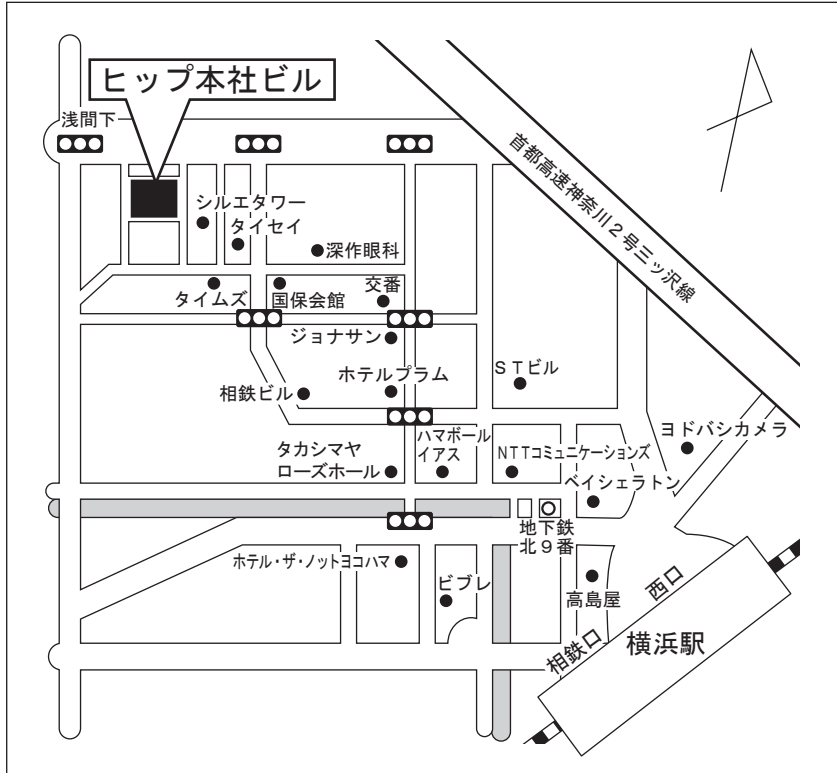
氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
加藤 丈尚 (昭和52年3月2日)	平成16年2月 加藤税務会計事務所入所 平成26年7月 上名古屋税理士法人入社 (現任)	30,100株

- (注) 1. 加藤丈尚氏が所属する上名古屋税理士法人と当社は顧問契約を締結しております。
2. 加藤丈尚氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 加藤丈尚氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士の補助者として高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 加藤丈尚氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。なお、当社は加藤丈尚氏が所属する上名古屋税理士法人と顧問契約を締結しておりますが、当事業年度における取引額は60万円と少額であり、社外監査役としての独立性を十分有していると判断しております。同氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合には、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区楠町8番地8  
当社本店会議室 TEL 045-328-1000



交通：JR各線、東急東横線、市営地下鉄、京浜急行、相鉄線、みなとみらい線  
横浜駅 西口より徒歩約13分

## 【新型コロナウイルス感染症への対応について】

- ・換気のため会場入口及び会場窓を開放させていただきます。
- ・議決権行使は書面による方法もございますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席なされる株主様は、開催日当日の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。